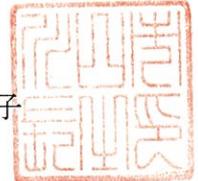


川学園発第 9 号
令和8年2月13日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船 津 由 徳 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年11月27日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（心身障害福祉センターわかゆり学園）

心身障害福祉センターわかゆり学園の消耗品費において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

消耗品の発注に係る職員に対して、「川口市契約に関する規則」及び契約課が発出している「随意契約のガイドライン」の内容を改めて周知し、随意契約により契約締結することを目的として、令和7年12月23日付で契約した「ペーパータオル」の購入から内容を分割して発注しないように事務手続きを改めました。

